

# 大分地方最低賃金審議会 議事録

(令和3年3月5日 午後1時30分～)

大分ソフィアプラザビル 2階会議室

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。

本日は、川野委員、小野委員から欠席との連絡をいただいております。本審議会には13名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を清水会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、ただ今から審議に入ります。

議題1「大分県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について」ですが、本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

例年、地域別最低賃金及び特定最低賃金の審議資料として毎年6月に賃金実態調査を行っておりますが、準備に時間が必要でありますので、特定最低賃金改正の申出を行う産業については、その意向を前年度末までに申し出ていただき、審議会において御確認をいただいております。

大分県においては、御承知のとおり鉄鋼業をはじめ6業種について特定最低賃金を設定しておりますが、2月26日に令和3年度もこれら6業種全てについて改正の意向である旨を表明した書面が、労働者側から局長あて提出されております。

労働者側からの意向表明の書面の(写)は、お手元に資料 1として配付させていただいております。

会 長

では、令和3年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側から御説明をお願いします。

労働者側代表委員

【 資料説明 】

会 長

ただ今、令和3年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側から御説明いただきました。

この意向表明に対し、何か質問、意見等はありませんか。

【 質問、意見等なし 】

会 長

それでは、意向表明していただいた6業種について、事務局は賃金実態調査を実施するようお願いします。

次に、議題2「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料 2 を御覧ください。

大分県の特定最低賃金適用事業者数、労働者数を取りまとめたものです。特定最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるよう、当該申出の意向表明後、速やかに事務局から当該特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとなっております。

この資料は、平成30年6月に公表されました平成28年経済センサスを基に、本年度の賃金実態調査結果等の最新情報を加味して作成したものでございます。

なお、意向表明後、改正決定等の必要性審議までの間に、新たな企業等の進出、あるいは閉鎖等により変動を把握した場合は、新たな適用労働者数等を各委員の皆様へ通知することといたします。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

## 【質問等なし】

会 長

続いて、事務局から、他にありますか。

賃金室長

次に、令和3年度の審議日程について、御説明をさせていただきたいと思います。

資料 3「令和3年度大分地方最低賃金審議会審議日程（案）」を御覧ください。

地域別最低賃金については、基本案として、令和3年10月1日発効を予定した日程で計画しております。

先ず、5月20日（木）13時30分から、公益委員による公益委員会議を開催します。

次に、7月2日（金）13時30分から開催を予定しております第1回目となる本審の場で、会長、運営規程、運営小委員会規定等の確認及び審議会確認事項の審議していただき、その後局長から大分県最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えております。

これにより、7月13日（火）から専門部会を立ち上げまして、7月21日（水）に実地視察、7月28日（水）に参考人意見聴取などを予定しています。

その後、7月30日（金）もしくは8月2日（月）13時30分から本審を開催し、中央最低賃金審議会からの目安額を伝達させていただく予定としています。

なお、目安伝達については、いままでの審議状況から予定をたてていますが、中央最低賃金審議会の審議状況により日程が変更となる場合もございます。

目安伝達後は、8月5日（木）午前中まで専門部会による金額審議を行っていただきます。

8月5日（木）15時30分（仮予定）から本審を開催し、専門部会の報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申出があった場合は、8月23日（月）10時から開催される本審で異議審議を行っていただきます。

なお、例年、異議申出は、なされている状況にあります。

これが10月1日発効とした日程（案）となりますが、次の資料に10月1日発効の（案1）と改正決定の答申日を順次、繰り下げた場合の異議審の日程と発効日について記載した（案2）と（案3）を添付しております。

水色で示した日程が修正を加えている箇所、異議審につきましては、法第11条により、審議会の意見（答申）の公示を15日行ったのち異議申出の審議を行わなければならないこと、また、最低賃金改正の効力は、法第14条により、公示の日より起算して30日を経過した日から効力を生じることとなっていることを踏まえて作成した日程（案）となります。

次に、特定最低賃金の改正に係る日程（案）の御説明をいたします。

特定最低賃金につきましては、令和3年12月25日統一発効を予定して、計画をしております。

まず、8月19日（木）13時30分から運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改定の必要性の有無について、参考人意見聴取などの御審議をいただき、必要性ありとなれば8月23日（月）10時から開催される本審で、局長から改正決定の諮問をさせていただきます。

その後、9月27日（月）13時30分から、特定最低賃金合同部会を開催し、10月25日（月）まで各特定最低賃金専門部会で金額審議をしていただき、10月26日（火）13時30分から開催される本審で各部会からの報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申出があった場合には、11月15日（月）の10時から本審を開催し、異議審議を行っていただきます。なお、特定最低賃金については、異議の申し出がない状況が続いています。

令和3年度としては最後の審議になりますが、令和4年3月4日（金）13時30分から本審を開催し、特定最低賃金意向表明などを行っていただきます。

本審、運営小委員会等の開始時間は、原則13時30分とさせていただきます。

金額審議及び異議審議は原則10時からの開催とさせていただきますが、地域最賃の金額審議最終日（結審）と本審（答申）につきまし

ては、別途調整させていただくことになると思います。

以上が令和3年度の審議日程（案）でございます。

なお、来年度は最低賃金審議会委員の任命替えとなり、審議会委員の構成も新たになりますので、来年度の新体制で改めて日程調整をすることとなりますが、発効日等の考え方や、全日程について、この場で意思統一が必要となる点について御協議がいただきたいと考えています。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

石本委員

中賃の目安の伝達ですが、例年ベースで日程を提示されていますが、例えば目安が出されてから、地方の審議会を何日以内に開催しなければならないのかという内規を含めたルールがあるのかないのか。そういったルールがあった時に示された日程でいいのかが気になります。

賃金室長

お手元に、7月と8月のカレンダーをつけております。

御質問の趣旨は、オリンピック開催期間の7月23日から8月8日については、東京等の開催周辺地域の会議自粛が要請されており、中央最低賃金審議会のスケジュールが変更された場合に地方審議会の開催時期に影響がでるのかという質問だと考えます。

中央最低賃金審議会のスケジュールについては、オリンピックの開催自体がはっきりとわからない状況ですので、確定した情報は入ってきてはおりません。

今年の中賃と大分局での審議日程の実績ですが、中賃の目安についての答申が示されたのが7月22日で、大分局で本審が開かれたのが7月31日というスケジュールになっており、同日付で専門部会を行っています。

御質問の目安伝達後、地方審議を何日以内にしなければならないという規定はございませんので、例えば、目安伝達が早まり、これを受

けて速やかに地方審議を行って、10月1日より以前に発効することも可能です。全国的には過去に9月中に改正された年もございます。今の制度の中では、目安伝達を行った後に、各地方がそれぞれで話し合いを進めるということになりますので、事務局としては、今年を基本とした案を示しております。

会 長

このほか、全体を通して、他に何かありませんでしょうか。

藤野委員

1案、2案、3案の協議を今日しなくていいですか。

賃金室長

事務局としましては、この場で確定をすべき事項と、方向性示し案にとどめる事項、それと意見要望等ございましたら、この場で御協議いただきたい。各委員の方のスケジュールも多忙の中での御審議となりますので、ここで何かありましたら御協議願いたいと考えております。

会 長

今の事務局の説明について、何か御意見等ございますか。

藤野委員

昨年の決定時の話の流れから行きますと、1案というのはどうなのかな、また去年と同じような形になるのかなというのがあります。使用者側からいうのはどうかということはあるんですが、前回の労使の話の中で、発効日が1日2日遅れても、九州内の他県の状況を見ながら審議を進めるというのも一つの考えではないかという意見があったと思います。昨年、実際に対応した委員がいますし、4月以降の新メンバーだと昨年の経緯がわかりません。今日、方向性を出した方がやりやすいのではないのでしょうか。

会 長

いかがでしょうか。発効日を後ろにずらすという提案がありましたが、ここで、確定的な意思統一をするという方法もありますが、現時

点で、そこまでできないということであれば、今後の検討課題とするということになると思います。

労側いかがですか。

石本委員

スケジュールをいつまでに固めて出さなければならないのかという話はあるのですか。

賃金室長

そういうことはございません。

石本委員

労側からすると、最初から発効日を遅らせありきで、スケジュールを組むというのは、どうかなということがあります。予備日なりを設けた上で、進める中で結果として発効日が遅れたというのであればいいのですが、最初から発効日を遅らせたスケジュールは、どうかなと思います。

会 長

そうすると、この場で確定的に発効日を遅らせるという意思統一はできないと思いますので、この点は保留ということで、現時点ではこの案を進めていくことにさせていただきたいと思います。

その他、何かございますか。

【意見等なし】

会 長

本日が本年度最後の審議になります。

令和2年度の大分県における地域別最低賃金、特定最低賃金につきましては、委員の皆様の御協力により、円滑な審議を行うことができ、それぞれ令和2年10月1日、令和2年12月25日に発効となりました。改めて、各委員の皆様に感謝申し上げます。

それでは、最後に、坂田労働局長から挨拶があるとのことですのでお願いします。

## 局 長

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、本審議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、特定最低賃金の意向表明と併せて、来年度の日程案について御提案がありました。

令和2年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた異例の審議会運営でありました。中央最低賃金審議会では、最低賃金改定額の目安が示されないという難しい局面となり、緊急事態宣言下にあった大分においても、地域別最低賃金並びに特定最低賃金審議会の運営につきましては、3月、5月の審議会を中止せざるを得ず、その後の開催も危惧されておりましたが、ようやく7月に入り、審議会を開催できることとなったところでした。

こういった中、感染防止の制約により急激に混迷を深めた社会経済状況の変化を的確にとらえつつ、審議会委員の皆様方による懸命な御審議がありまして、どうにか、無事に最低賃金額を改定発効することができました。改めて感謝申し上げます。

大分労働局では、それぞれの最低賃金発効後、速やかに広報等周知活動を行い、令和3年1月及び2月を中心に監督指導を実施し、最低賃金の履行確保対策に取り組んできたところです。

令和3年度におきましても、引き続き、最低賃金の履行確保対策に取り組んでまいりますとともに、中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援並びに、ポストコロナ時代に対応した適切かつ新たな労務管理の導入支援等を充実させ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が図られるよう着実に取り組むこととしております。

最後になりますが、最低賃金審議会委員の皆様につきましては、本日の会議が第55期としての最後の会議となります。

本年度で任務が終了となる委員の皆様方には、長きにわたり労働行政にご尽力いただきましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、第56期となる大分地方最低賃金審議会委員につきましては、事務局が任命手続きを執り行っているところですが、再任となりました場合には、引き続き労働行政の御支援を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。



会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の署名委員は、石本委員、藤野委員にお願いします。  
皆さん大変お疲れさまでした。